

高山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 95,032	千円 48,329,296	千円 2,389,079	千円 10,014,957	% 20.7	% 20.7

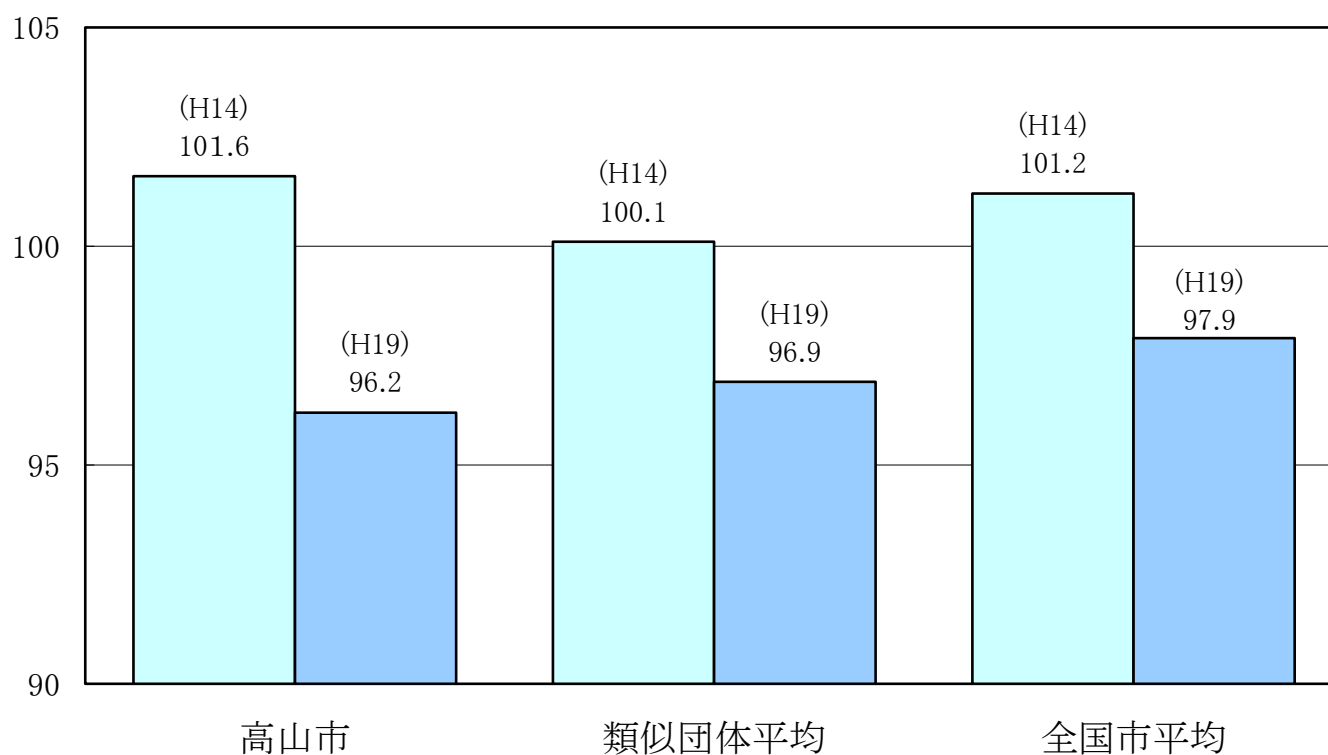
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 1,007	千円 3,565,934	千円 551,103	千円 1,426,803	千円 5,543,840	千円 5,505	千円 6,333

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高山市	40.9 歳	323,200 円	370,000 円	351,200 円
岐阜県	41.9 歳	344,329 円	406,075 円	376,122 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.8 歳	343,951 円	408,150 円	376,934 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高山市	46.4 歳	117 人	291,200 円	308,300 円	307,300 円	—	—	—	—
うち学校給食員	47.5 歳	37 人	288,200 円	295,900 円	296,400 円	調理師	43.0 歳	282,200 円	1.05
うち清掃員	42.5 歳	32 人	284,400 円	310,600 円	306,700 円	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299,800 円	1.04
うち用務員	46.5 歳	20 人	295,500 円	316,600 円	317,700 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.39
岐阜県	50.9 歳	377 人	330,055 円	364,030 円	346,496 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高山市	—	—	—
うち学校給食員	4,851,600 円	3,881,300 円	1.25
うち清掃員	5,085,600 円	4,192,600 円	1.21
うち用務員	5,198,400 円	3,284,300 円	1.58

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高山市	36.7 歳	275,500 円	321,100 円	304,300 円
類似団体	41.2 歳	326,531 円	398,650 円	362,440 円

(注)1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		高 山 市	岐 阜 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	140,300 円	142,800 円	—
	中 学 卒	127,700 円	131,500 円	—
医 療 職	大 学 卒	235,200 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	258,683 円	323,778 円	368,660 円
	高 校 卒	215,550 円	249,840 円	320,725 円
技能労務職	高 校 卒	211,400 円	211,400 円	238,167 円
	中 学 卒	190,800 円	—	253,767 円

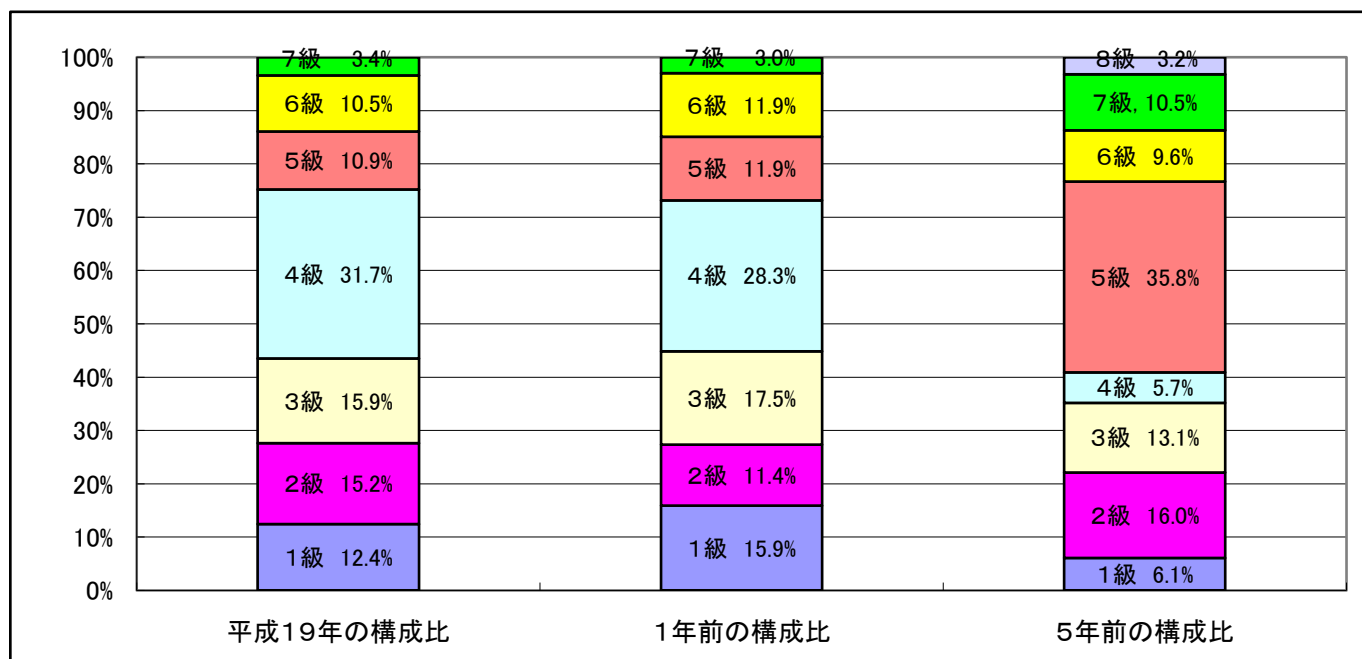
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	72 人	12.4 %
2 級	主事	88 人	15.2 %
3 級	主任	92 人	15.9 %
4 級	主査	184 人	31.7 %
5 級	主幹	63 人	10.9 %
6 級	課長、担当監、施設長	61 人	10.5 %
7 級	理事、部長、参事	20 人	3.4 %

(注) 1 高山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成13年度に目標管理による勤務評定制度を導入。主に人材育成を主体とした利用を行ってきたが、平成18年度の国の給与構造改革に伴い、勤務実績や態度・能力を給与等へ反映することとし、9月30日を中間評定基準日、2月1日を年度末評定基準日として、医師を除く全職員に対して勤務評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定の結果に基づき、極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でないの5段階の勤務成績により昇給区分を決定。平成18年度から管理職職員に対し、また、平成19年度より医師を除く全職員に対し評定結果を昇給に反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高山市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,505 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理加算 15%. 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理加算 15%. 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況
 - 平成13年度に目標管理による勤務評定制度を導入。主に人材育成を主体とした利用を行ってきたが、平成18年度の国の給与構造改革に伴い、勤務実績や態度・能力を給与等へ反映することとし、9月30日を中間評定基準日、2月1日を年度末評定基準日として、医師を除く全職員に対して勤務評定を実施。
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況
 - 勤務評定の結果に基づき、極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でないの5段階の勤務成績により勤勉手当の支給率を決定。平成18年度から管理職職員に対し、また、平成19年度より医師を除く全職員に対し勤勉手当に結果を反映している。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

高 山 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2%～160%加算)			定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		
※勸奨退職特例措置 定員適正化を進め職員数の削減を図るために実施。 平成22年3月31日までに30歳以上の職員が勸奨を受けて退職した場合は、早期退職にかかる加算率を定年前1年につき、平成19年度から平成20年度末までの退職者は4/100、平成21年度末までの退職者は3/100とするなどして、改正前退職手当として保障する。					
(退職時特別昇給	なし)			
1人当たり平均支給額	11,082 千円	24,526 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			2,411 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			200,933 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	15 %	7 人	15 %
神奈川県平塚市	5 %	1 人	5 %
長野県松本市 岐阜県岐阜市	2 %	3 人	2 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
神奈川県平塚市	6 %	6 %
長野県松本市 岐阜県岐阜市	3 %	3 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	18,837 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	111,463 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	15.4 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	法令に基づく資格を有する職員のうち責任者として管理業務に従事する職員	電気主任技術者、高圧ガス保安技術者、廃棄物処理施設技術管理者等	月額 1,000円
不快手当	行旅死亡人等の措置に従事した職員	行旅死亡人等の措置に従事した場合	1回 2,000円
〃	火葬場における火葬の業務に従事した職員	火葬場における火葬の業務に従事した場合	1回 250円
医師手当	高山市職員の給与に関する条例第5条第2項に定める職務の級が医師職1級の職員	医師	月額 60,000円
〃	高山市職員の給与に関する条例第5条第2項に定める職務の級が医師職2級の職員	医師	月額 120,000円
〃	高山市職員の給与に関する条例第5条第2項に定める職務の級が医師職3・4級の職員	医師	月額 180,000円
〃	特別加算	医師	市長が別に定める額
出動手当	消防本部又は消防署に勤務する職務	消火、救急及び救助の業務に従事するために出動した消防本部又は消防署に勤務する職員	1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	165,651 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	149 千円
支給実績(17年度決算)	190,830 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	159 千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,000円 ・16歳から22歳の子の加算 月額5,000円	同じ	—	142,691 千円	225,065 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額27,000円	同じ	—	37,462 千円	183,637 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である専門職(医師・歯科医師等)を対象	同じ	—	30,690 千円	3,410,000 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～24,500円 ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	—	55,377 千円	68,199 円
単身赴任手当	勤務地を異にする異動に伴い単身赴任となった職員 23,000円+加算額	同じ	—	— 千円	— 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区別に定額の手当額	同じ	—	70,751 千円	599,582 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 1回につき 4,200円	同じ	—	5,622 千円	12,748 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職因果臨時、緊急の必要により休日に勤務した場合 1回につき4,000円～12,000円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 (支給額)×(深夜勤務時間数)	同じ	—	14,771 千円	97,179 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	2,486 千円	15,540 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円	同じ	—	72,831 千円	67,749 円

5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市区町村長	966,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	—	円	1,089,000	円/	616,000 円
	副市長	807,000	円			
	()	—	円	895,000	円/	550,800 円
	議長	504,000	円			
()	—	円	690,000	円/	269,000 円	
副議長	456,000	円				
()	—	円	620,000	円/	228,000 円	
議員	429,000	円				
()	—	円	560,000	円/	213,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(18年度支給割合)				
	副市長	4.45	月分			
	議長	(18年度支給割合)				
	副議長 議員	4.45	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	在職年×450/100		17,388,000	任期毎	
	副市長	在職年×280/100		9,038,400	任期毎	
備考						

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

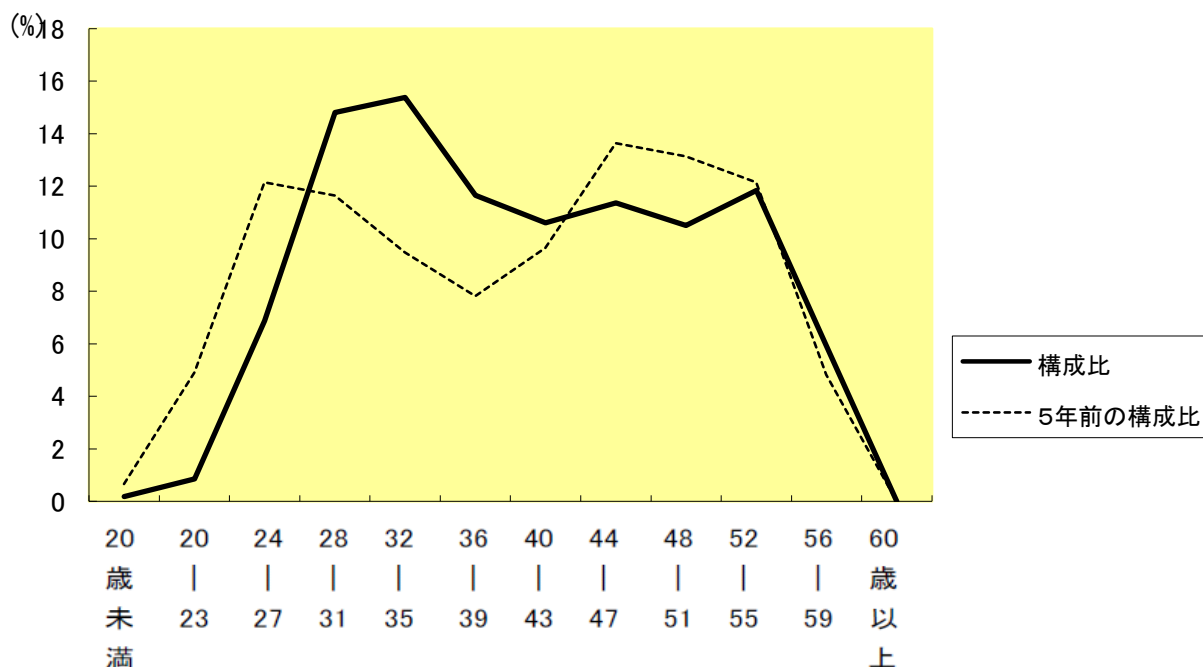
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	8	8	0	・支所課長(教育振興課)廃止に伴う減員 ・職員の嘱託化に伴う減員 ・指定管理者制度の導入による減員
		総務	188	186	△ 2	
		税務	49	44	△ 5	
		労働	2	2	0	
		農林水産	73	67	△ 6	
		商工	40	34	△ 6	
		土木	97	92	△ 5	
		民生	154	145	△ 9	
		衛生	92	84	△ 8	
	計	703	662	△ 41	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.66 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.85 人)	
教育部門	145	118	△ 27			
消防部門	159	155	△ 4			
小 計	1,007	935	△ 72	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.04 人)		
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	31	24	△ 7	・業務の合理化に伴う減員 ・職員の嘱託化に伴う減員	
	水道	32	31	△ 1		
	下水道	33	27	△ 6		
	その他	35	30	△ 5		
	小 計	131	112	△ 19		
合 計	1,138	1,047	△ 91	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.69 人		
	[1,280]	[1,280]	[0]			

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	72人	155人	161人	122人	111人	119人	110人	124人	62人	0人	1,047人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,250人	850人	400人	32%

(参考)定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	400人・32%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	区	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	765	715	671				—	512
	増減		△ 50	△ 44				△ 94 (37%)	△ 253
教育	職員数	159	145	118				—	78
	増減		△ 14	△ 27				△ 41 (51%)	△ 81
消防	職員数	165	159	155				—	145
	増減		△ 6	△ 4				△ 10 (50%)	△ 20
公営企業等会計	職員数	161	131	112				—	115
	増減		△ 30	△ 19				△ 49 (107%)	△ 46
計	職員数	1,250	1,150	1,056				—	850
	増減		△ 100	△ 94				△ 194 (49%)	△ 400

(注)1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 1,182,456	千円 258,976	千円 165,681	% 14.0	% 19.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 27	千円 108,623	千円 12,646	千円 44,412	千円 165,681	千円 6,136	千円 6,895

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高山市	42.6 歳	350,040 円	511,361 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高山市	水道事業 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,785 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

ウ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	— %		
手当の種類(手当数)	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	2,385 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	85 千円
支給実績(17年度決算)	3,649 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	104 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,000円 ・16歳から22歳の子の加算 月額5,000円	同じ	—	4,791 千円	239,525 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額27,000円	同じ	—	99 千円	49,364 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～24,500円 ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	—	1,690 千円	88,937 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区別に定額の手当額	同じ	—	1,495 千円	747,624 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	110 千円	13,761 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円	同じ	—	2,077 千円	76,932 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
46 人	30 人	16 人	34.8 %

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	30人 34.8%の純減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 →6(3)②を参照